

# 第4期

## 青森市地球温暖化対策実行計画 (事務事業編)

青 森 市

令和2年（2020年）4月

# 目次

## 第1章 背景

- 1 地球温暖化問題とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 地球温暖化の現状とその影響・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 地球温暖化防止に向けた取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 4 前計画（第3期計画）の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

## 第2章 計画の基本的事項

- 1 計画の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 2 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 3 基準年度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 4 計画の対象とする事務・事業の範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 5 対象とする温室効果ガス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

## 第3章 計画の目標

- 1 基準年度における温室効果ガスの排出状況・・・・・・・・・・・・ 7
- 2 温室効果ガス総排出量の削減目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

## 第4章 目標達成のための具体的な取組

- 1 省エネルギー対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 2 廃棄物の減量対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 3 省資源対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 4 物品の調達・契約に当たっての配慮・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 5 意識啓発・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

## 第5章 計画の推進・進行管理体制

- 1 計画の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 2 計画の進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 3 実施状況の公表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

# 第1章 背景

---

## 1 地球温暖化問題とは

地球の温度は、太陽から送られてくる熱（日射）と、その熱によって暖められた地表から宇宙へ放出される熱とのバランスにより定まっています。大気中に含まれる二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）などの温室効果ガスは、地表から宇宙に向け放出される熱を吸収し、再び地表に放射する役割があります。そのおかげで、地表の平均気温は約14℃に保たれています。

しかし、人類が石炭や石油などの化石燃料を大量に消費し、温室効果ガス排出量が地球の自然吸収量を超え、大気中の温室効果ガスの濃度が急激に上昇しました。

その結果、温室効果が強くなり、地球の気温が全体的に上昇しています。これが「地球温暖化」と呼ばれる現象です。

## 2 地球温暖化の現状とその影響

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されているほか、我が国においても平均気温の上昇、暴風、台風等による被害、農作物や生態系への影響等が観測されています。地球温暖化対策推進法第1条においては、「気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととしない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ、地球温暖化を防止することは人類共通の課題」とされています。

2015（平成27）年3月には、中央環境審議会により「日本における気候変動による影響の評価に関する報告と今後の課題について」が取りまとめられました。この中で、我が国において重大性が特に大きく、緊急性も高いことに加え、確信度も高いと評価された事項は、「水稻」、「果樹」、「病虫害・雑草」、「洪水」、「高潮・高波」、「熱中症」等でした。

こうした評価を背景として、政府は、2015（平成27）年11月に「気候変動の影響への適応計画」を閣議決定しました。本計画では、いかなる気候変動の影響が生じようとも、適応策の推進を通じて当該影響による国民の生命、財産及び生活、経済、自然環境等への被害を最小化あるいは回避し、迅速に回復できる、安全・安心で持続可能な社会の構築を目指すこととしています。

同計画においては、気候変動の影響評価結果として、例えば、「農業、森林・林業、水産業」分野において、一等米比率の低下が予測されていることや、「自然災害・沿岸域」分野において、大雨や短時間強雨の発生頻度の増加や大雨による降水量の増大に伴う水害の頻発化・激甚化が予測されていることが記載されています。

## 3 地球温暖化防止に向けた取組

### （1）国際的な取組

1992（平成4）年に国連の下、大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを目的とする「気候変動に関する国際連合枠組条約」が採択され、同条約に基づき、1995（平成7）年から条約締結国会議（COP）が毎年開催されています。

1997（平成9）年に京都で開催された第3回締約国会議（COP3）では、先進国に法的拘束力のある削減目標（2008（平成20）年～2012（平成24）年の5年間で1990（平成2）年

に比べて日本-6%、米国-7%（後に離脱）、EU-8%等）を規定した「京都議定書」が採択され、我が国は目標を達成しました。

2015（平成27）年にフランス・パリで開催された第21回締約国会議（COP21）において、気候変動に関する2020（令和2）年以降の新たな国際枠組である「パリ協定」が採択され、世界共通の長期目標として気温上昇を産業革命前から2℃未満、できれば1.5℃未満に抑える目標が設定されました。「パリ協定」は、歴史上初めて、すべての国が参加する公平な合意として評価されており、2016（平成28）年に発効し、我が国も受諾しており、2020（令和2）年から実施段階に入ることとされています。

## （2）日本の取組

2015（平成27）年7月には、2030（令和12）年度の温室効果ガス排出量を2013（平成25）年度比26.0%減（2005年度比25.4%減）の水準にすることを目標とする「日本の約束草案」を決定し、同年のCOP21で採択されたパリ協定を踏まえ、我が国の地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するための計画である「地球温暖化対策計画」を2016（平成28）年に策定しました。

## （3）青森市の取組

青森市では、「青森市環境方針」のもと、「地球温暖化対策の推進」、「3R・省資源の推進」、「環境法令等の遵守及び環境汚染の予防」などに市自らが率先して、継続的に環境の保全と改善に取り組んでいます。

2001（平成13）年3月には、市の事務事業に伴う温室効果ガスの排出状況の把握、排出を抑制するため、「青森市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定し、環境負荷の低減に向けた取り組みを開始しました。

2011（平成23）年3月には「青森市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定し、市民・事業者・自治体を含めた市域全体の温暖化対策について長期的な取組を開始しました。

また、2018（平成30）年3月に改定した同計画においては、温室効果ガス排出量の削減目標を2030（令和12）年度までに31%削減（基準年度とする2013（平成25）年度比）することを目標として、市民、事業者、市が一体となり取り組んでいます。

また、市は、一事業者として事務・事業の継続的改善を図り、率先して環境に配慮した行動に努め、環境への負荷の少ない持続的発展が可能なまちづくりを実現していくため、環境マネジメントシステムを導入し、順次適用範囲を拡げながら全庁的なシステム構築を図ってきました。

## 4 前計画（第3期計画）の概要

### （1）策定期期

2012（平成24）年1月

### （2）計画期間

2011（平成23）年度から2015（平成27）年度（2019（令和元）年度まで延長）  
基準年度は2010（平成22）年度とした。

※計画期間の延長は市庁舎の移転等に伴うもの。

### （3）対象となる事務・事業の範囲

すべての課及び直営施設等が実施する事務事業

（小・中学校、外部への委託、指定管理施設等を除く）

### （4）対象とする温室効果ガス

地球温暖化対策の推進に関する法律により、削減の対象とされている6種類の温室効果ガスのうち、二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）、メタン（CH<sub>4</sub>）、一酸化二窒素（N<sub>2</sub>O）の3種類

※排出実績が無いハイドロフルオロカーボン（HFC）とパーフルオロカーボン（PFC）と六フッ化硫黄（SF<sub>6</sub>）は除く。

### （5）削減目標

2015（平成27）年度における温室効果ガス総排出量を基準年度である2010（平成22）年度実績値を調整した値を基準として19.7%削減

なお、2016（平成28）年度以降は前年実績を目標値とした。

## (6) 温室効果ガス排出の実態

## ① 第3期計画の実施状況

計画策定時の事務・事業の範囲では、2018（平成30）年度の温室効果ガス総排出量は、30,232.9t-CO<sub>2</sub>で、基準年度の総排出量 82,474.6t-CO<sub>2</sub>と比較すると63.3%の削減となりました。

第3期計画では、温室効果ガスが基準値と比べて63.3%削減されていますが、この理由としては、計画期間内に廃止又は指定管理施設へ移行したことにより計画の対象外となった施設が多数あったためです。

## 【温室効果ガス排出量の推移】（二酸化炭素換算値）

年度	排出量実績				削減率
	二酸化炭素	メタン	一酸化二窒素	合計	
2010年度 (基準)	64,701.5 t	14,228.5 t	3,544.5 t	82,474.6 t	—
2011年度	60,802.8 t	14,251.5 t	3,168.2 t	78,222.5 t	5.16 %
2012年度	59,539.3 t	13,853.6 t	3,410.6 t	76,803.5 t	6.88 %
2013年度	58,335.6 t	14,024.3 t	3,579.9 t	75,939.8 t	7.92 %
2014年度	51,297.9 t	13,532.4 t	3,539.6 t	68,369.9 t	17.10 %
2015年度	29,663.8 t	11,452.5 t	1,863.4 t	42,979.7 t	47.89 %
2016年度	29,771.0 t	866.4 t	1,982.8 t	32,620.2 t	60.45 %
2017年度	27,961.9 t	624.8 t	1,708.7 t	30,295.5 t	63.27 %
2018年度	27,965.9 t	606.9 t	1,660.1 t	30,232.9 t	63.34 %

※削減率は小数点第3位を四捨五入

## ② 温室効果ガス排出量の内訳

本市の2018（平成30）年度の事務・事業における温室効果ガスの種類別排出量は、二酸化炭素 27,965.9 トン、メタン 28.9 トン、一酸化二窒素 5.4 トンとなっており、温室効果ガス総排出量は、CO<sub>2</sub>換算値で 30,232.9 トンとなっています。

## 【温室効果ガスの種類別排出量】

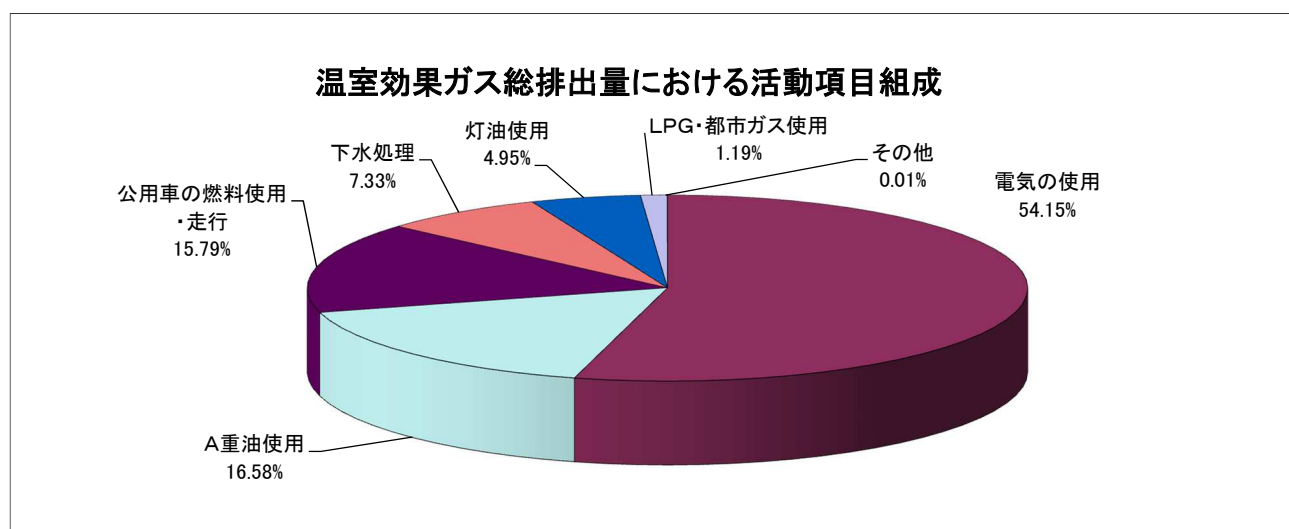
温室効果ガス	排出量	CO <sub>2</sub> 換算値
CO <sub>2</sub> (二酸化炭素)	27,965.9 t	27,965.9 t
CH <sub>4</sub> (メタン)	28.9 t	606.9 t
N <sub>2</sub> O (一酸化二窒素)	5.4 t	1,660.1 t
合計	—	30,232.9 t

③ 活動項目ごとの内訳

本市の2018（平成30）年度の事務・事業で発生した温室効果ガス排出量の内訳は、電力使用に伴う排出量が多く、CO<sub>2</sub>換算で16,370.7トンとなっており、全体の約54%を占めています。次いでA重油、公用車の燃料使用及び走行に伴う排出、下水処理に伴う排出、灯油の使用に伴う排出の順となっています。今後は、電気使用に伴う排出量を削減するため、「節電と省エネ化」に、より一層取り組むことが重要です。

【活動項目ごとの温室効果ガス排出量】

活動項目	CO <sub>2</sub> 換算値
電気使用に伴う排出	16,370.7 t
A重油使用に伴う排出	5,012.7 t
公用車の燃料使用及び走行に伴う排出	4,773.7 t
下水処理に伴う排出	2,216.9 t
灯油の使用に伴う排出	1,496.1 t
LPG・都市ガスの使用に伴う排出	359.2 t
その他	3.6 t
合計	30,232.9 t



## 第2章 計画の基本的事項

---

### 1 計画の目的

青森市が一事業者として率先して温室効果ガスを抑制し、地球温暖化防止に寄与することを目的に、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、2001（平成13）年3月に「青森市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定し、市の事務・事業により排出される温室効果ガスの抑制に取り組んできましたが、第3期計画期間を満了したことから、これまでの取組結果を踏まえ、さらに活動を推進するため策定するものです。

### 2 計画期間

本計画の計画期間は、2020（令和2）年度から2030（令和12）年度までとします。

但し、国等の動向、計画の進捗状況を踏まえ、計画期間内においても必要に応じて見直すこととします。

### 3 基準年度

基準年度は、市庁舎の移転等により大きくエネルギー使用量が変化したため、2018（平成30）年度を基準年度とします。

なお、基準値は2018（平成30）年度の実績値をもとに、施設の増減等を勘案し算定しました。

### 4 計画の対象とする事務・事業の範囲

本計画の対象範囲は、すべての課及び施設が管理する事務・事業とします。

### 5 対象とする温室効果ガス

地球温暖化対策の推進に関する法律により、削減の対象とされている6種類の温室効果ガスのうち、二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）、メタン（CH<sub>4</sub>）、一酸化二窒素（N<sub>2</sub>O）の3種類とします。

※排出実績が無いハイドロフルオロカーボン（HFC）とパーフルオロカーボン（PFC）と六フッ化硫黄（SF<sub>6</sub>）は対象外とします。



## 第3章 計画の目標

### 1 基準年度における温室効果ガスの排出状況

#### (1) 温室効果ガス排出量の内訳

本計画においては、第3期計画までは対象外としてきた、小・中学校及び指定管理施設等（ごみ処理施設含む）の施設を新たに対象とした。

#### 【温室効果ガスの種類別排出量】

温室効果ガス	排出量	CO <sub>2</sub> 換算値
CO <sub>2</sub> （二酸化炭素）	110,189.0 t	110,189.0 t
CH <sub>4</sub> （メタン）	409.7 t	8,603.1 t
N <sub>2</sub> O（一酸化二窒素）	11.6 t	3,594.5 t
合計	—	122,386.6 t

#### (2) 活動項目ごとの内訳

基準年度となる2018(平成30)年度の事務・事業で発生した温室効果ガス排出量の内訳は、電力使用に伴う排出量が多く、CO<sub>2</sub>換算で43,243.0トンとなっており、次いでごみの焼却、A重油、灯油、ごみの埋立処分に伴う排出の順となっています。

なお、基準年度の温室効果ガス排出量の算定において、計画策定時は旧庁舎の暖房はA重油を使用しており、新庁舎では冷暖房に都市ガスを使用していることから、令和3年度よりA重油使用に伴う排出13,410.9tを13,202.2tへ、LPG・都市ガスの使用に伴う排出を1,855.6tを2,258.8tへ修正しています。

#### 【活動項目ごとの温室効果ガス排出量】

活動項目	CO <sub>2</sub> 換算値
電気使用に伴う排出	43,243.0 t
A重油使用に伴う排出	13,202.2 t
公用車の燃料使用及び走行に伴う排出	5,030.5 t
下水処理に伴う排出	2,696.8 t
灯油の使用に伴う排出	10,911.2 t
LPG・都市ガスの使用に伴う排出	2,258.8 t
ごみの焼却に伴う排出	37,175.6 t
ごみの埋立処分に伴う排出	7,694.4 t
その他	174.1 t
合計	122,386.6 t

## 2 温室効果ガス総排出量の削減目標

【活動項目ごとの削減目標】（CO<sub>2</sub>換算値）

活動項目	基準値	目標値	削減目標
①電気使用に伴う排出	43,243.0 t	33,124.1 t	23.4%削減
②A重油使用に伴う排出	13,202.2 t	10,112.9 t	23.4%削減
③公用車の燃料使用及び走行に伴う排出	5,030.5 t	3,853.4 t	23.4%削減
④下水処理に伴う排出	2,696.8 t	2,696.8 t	—
⑤灯油の使用に伴う排出	10,911.2 t	8,358.0 t	23.4%削減
⑥LPG・都市ガスの使用に伴う排出	2,258.8 t	1,730.2 t	23.4%削減
⑦ごみの焼却に伴う排出	37,175.6 t	33,532.4 t	9.8%削減
⑧ごみの埋立処分に伴う排出	7,694.4 t	6,940.3 t	9.8%削減
⑨その他	174.1 t	174.1 t	—
合計	122,386.6 t	100,522.2 t	17.9%削減

- 活動項目①～③、⑤、⑥

本計画の上位計画である青森市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の削減目標に基づき調整し設定。

- 活動項目④

下水接続世帯数の増、1世帯当たりの使用量の減や雨水等の処理量を考慮し、基準値を目標値として設定。

- 活動項目⑦、⑧

青森市の可燃ごみの減量化に関する目標等を踏まえ設定。

- 活動項目⑨

牛の呼吸やフンによるものが主であり、基準値を目標値として設定。

上記を踏まえ、温室効果ガス総排出量の削減目標は、次のとおりとします。

基準年度	2018（平成30）年度 (122,386.6 t-CO <sub>2</sub> )
削減目標	2030（令和12）年度 (100,522.2 t-CO <sub>2</sub> ) 基準年度比▲17.9%

## 第4章 目標達成のための具体的な取組

目標達成に向けて、事務・事業における省エネルギー対策、廃棄物の減量対策、省資源対策などの環境に配慮した取組を推進します。

### 1 省エネルギー対策

基準年度となる2018（平成30）年度の温室効果ガス排出量のうち、約6割が電気、A重油、灯油、LPG、都市ガス、ガソリン及び軽油等の各燃料の使用に伴う排出であり、大宗を占めるこの部分の削減が重要であるため、徹底した省エネルギー対策に取り組みます。

目的	実施主体	取組の種類	個別取組	
省エネルギー対策	照明・空調等のエネルギー使用量の抑制	職員	照明点灯時間の短縮 (個別の消灯が可能なもの)	①窓口以外の昼休みの消灯を徹底する。
				②時間外勤務の必要照明以外は消灯する。
				③トイレや給湯室、会議室などを利用した後は消灯する。
				④ノー残業デーを設定・実施する。
				⑤事務改善等により、定時退庁を心がける。
		環境に配慮した空調管理	①冷暖房・空調器具は、温度の上げすぎ・下げすぎに注意する。 (冷房時は28℃、暖房時は20℃を目安とする)	
			②冷暖房・空調器具の使用状況を随時確認し、人がいない部屋ではスイッチを切る。	
		各種省エネルギー対策	①エレベーターの利用は、必要最小限とし、階段を利用する。	
			②手動ドアがある場合は、自動ドアの利用をできるだけ控える。	
			③湯沸し器等は、湯温をできるだけ低温で使用する。	
			④湯沸し器等の使用時は、お湯の出しっぱなしをしない。	
			⑤ガスコンロの使用時は、沸騰したらすぐにガス栓を閉める。	
			⑥夏季のノー上着・ノーネクタイや冬季の重ね着など、「クールビズ・ウォームビズ」を推進する。	
		施設管理	環境に配慮した照明管理	①器具の更新に当たっては、導入可能な部分からLED照明に切り替える。
環境に配慮した設備運転	①冷暖房・空調器具は、温度の上げすぎ・下げすぎに注意する。(冷房時は28℃、暖房時は20℃を目安とする)			
	②空調機器やエアコンのフィルタなどは掃除をこまめにする。			
	③ガスコンロの清掃をこまめにし、ガスの通りを良くする。			

第4章 目標達成のための具体的な取組

				④電気や重油、灯油を使用する機器の効率的な運転を行う。	
			環境性能の向上	①設備や機器の導入、更新に当たっては、環境負荷の少ない高効率エネルギー機器等を選定する。	
				②ESCO事業を推進する。	
				③施設の整備・管理運営を担う民間事業者等に対して省エネ対策等を要請する。	
				④再生可能エネルギー等の省エネルギー設備の導入を検討する。	
	エネルギー使用量の抑制 ○A機器・電気製品の	職員	パソコン等 OA機器の省エネ対策	①OA機器の省電力機能を利用する。	
				②長時間使用しないOA機器の電源を切る。	
		その他の電気製品の省エネ対策	①電気製品の利用は必要最小限とし、利用時以外は電源を切る。		
			②暖房が効いている場所では電気ストーブは使用しない。		
			③私物家電製品の利用は必要最小限とする。		
			④冷蔵庫は適正な使用を心がける。		
			⑤家電製品の買い替え時は、省エネルギータイプのものを選択する。		
			公用車等のエネルギー使用量の抑制	職員	スマートムーブの推進
		②事務連絡・会議・出張等は出来る限り公共交通機関を利用する。			
		③近場の事務連絡・会議等は出来る限り徒歩にするか、自転車を利用する。			
④エコドライブを心がける。 (急発進、急加速をしない、減速時は早めにアクセルを離す、など)					
その他の取組	①公用車両の相乗りを励行する。				
	②事務連絡等は効率的に行う。				
	③草刈機や除雪機など、ガソリンや軽油を使用する機器の効率的な運転を行う。				
	その他	環境負荷の低い公用車の導入		①公用車の導入・更新の際には、環境にやさしい自動車の導入に努める。	

## 2 廃棄物の減量対策

基準年度となる2018（平成30）年度の温室効果ガス排出量のうち、約4割が、ごみの焼却や埋立に伴う排出であり、この部分の削減が重要であるため、廃棄物の減量に取り組みます。

目的	実施主体	取組の種類	個別取組
廃棄物の減量対策	職員	リサイクルの推進	①片面使用済み用紙の資源回収箱の設置により、紙の裏面を有効利用する。
			②ファイリング用品は背表紙の入れ替えなどにより、再利用する。
			③使用済み封筒を再利用する。
			④できるだけ詰め替え文房具を利用する。
			⑤分別収集を徹底する。
	事務用品・備品の長期使用等	①修理可能なものは出来る限り修理し、物品の長期の使用を心がける。	
		②不要な物品がある場合には、庁内LAN等で呼びかけ、有効利用を図る。	
		③使用頻度が低い物品・機材等は、出来る限り共有化し、有効利用を図る。	
	その他の取組	①包装の簡素化を心がけ、物品納入業者等にも包装は必要最小限とするよう呼び掛ける。	
	施設管理	廃棄物の適正処理	①市民・事業者への意識啓発に努め、ごみの減量化に対する自主的な活動を促進する。
②分別収集の徹底等により、ごみの資源化を推進する。			
③効率的で適正なごみの処理を行う。			

## 3 省資源対策

用紙類及び水道の使用を削減し、資源の有効活用に取り組みます。

目的	実施主体	取組の種類	個別取組
省資源対策	職員	用紙類の使用量の削減	①庁内キャビネットを減らしたり、全庁LANを利用する等により、ペーパーレス化を図る。
			②コピー前にリセットボタンを押す、複数枚の際に試しコピーをするなどにより、ミスコピーを抑制する。
			③両面コピー、コピー用紙の裏面利用を推進する。
			④プリントアウトする前に画面上でミスやレイアウトをチェックする。
			⑤印刷枚数・部数の多いものは地下印刷を利用する。

#### 第4章 目標達成のための具体的な取組

			⑥会議などの各種資料の見直しを図り、必要以上の資料は作成しない。
			⑦出来る限り資料の共有化を図り、個人的な資料保管は行わない。
			⑧外注印刷物の精査、印刷物の簡素化などにより紙の抑制を図る。
			⑨外注印刷物の使用紙は再生紙を指定するなど、再資源化可能な印刷を励行する。
	節水対策		①トイレ、洗面所、給湯室などでは日常的に節水を励行する。
			②公用車の洗車の回数を出来る限り削減する。
			③公用車の洗車時は、水を流しっぱなしにせず、バケツに水をためて行う。
	施設管理	節水対策	①蛇口などを修理の際は、節水器具の設置を検討する。
			②トイレ等に節水に関する掲示をするなどして、来庁者・施設利用者へ協力を呼びかける。
			③揚水設備をタイマー制御するなど、地下水揚水量の適正管理をする。

#### 4 物品の調達・契約に当たっての配慮

物品やサービスを調達・契約する場合は、グリーン購入法及び環境配慮契約法により、品質や価格だけではなく、環境負荷ができるだけ少ないものを選ぶことが求められているため、グリーン購入及びグリーン契約の推進に取り組みます。

目的	取組の種類	個別取組
物品の調達・契約に当たっての配慮	グリーン購入及びグリーン契約の推進	①環境配慮契約法に基づくグリーン契約について検討する。
		②物品購入に当たっては、カタログ等を参考に、エコマーク付きの商品を選択し、環境にやさしい商品購入を心がける。

#### 5 意識啓発

本計画の実行にあたっては、全庁職員の積極的な活動が求められます。このことから、職員の意識啓発に取り組みます。

目的	取組の種類	個別取組
意識啓発	職員の意識啓発	①職員研修での実施を検討する。
		②庁内LANによる情報提供を実施する。
		③庁内放送、ポスター等を活用して意識啓発を実施する。

## 第5章 計画の推進・進行管理体制

### 1 計画の推進体制

#### 【地球温暖化対策推進本部】

- ・本計画の取り組みに関する事項のほか、地球温暖化対策に関する事項全般を所掌します。
- ・地球温暖化対策推進本部長（市長）、地球温暖化対策推進副本部長（副市長）、環境管理責任者（環境部長）、環境活動実行部門別責任者（各市長事務部局の長、議会事務局長、各行政委員会及び委員事務局長の長）、課・施設等別責任者（各課・施設等の長）、環境活動推進員（各課・施設の長から指名された職員）で組織します。

#### 【青森市地球温暖化対策推進本部会議】

- ・本計画に関する重要案件（計画の見直しや進捗状況の評価など）のほか、地球温暖化対策に関する重要案件の検討及び審議を行うため、必要に応じて開催します。
- ・議長（市長）、委員（浪岡区長、教育長、企業局長、各市長事務部局の長、議会事務局長、各行政委員会及び委員事務局長の長）で組織します。

#### (1) 地球温暖化対策推進本部長（市長）

計画の継続的な改善を図るために計画の重要事項の決定、見直しを行い、その結果を環境管理責任者（環境部長）に指示します。

#### (2) 地球温暖化対策推進副本部長（副市長）

地球温暖化対策推進本部長を補佐します。

#### (3) 環境管理責任者（環境部長）

計画の進行管理を行うとともに、見直しが必要となる計画の重要事項について、地球温暖化対策推進本部長（市長）に報告します。また、必要に応じて計画の推進に関する事項等の決定、見直しを行い、その内容を各実行部門別責任者（各部局長・管理者等）に指示します。

#### (4) 環境活動実行部門別責任者（各部局長・管理者等）

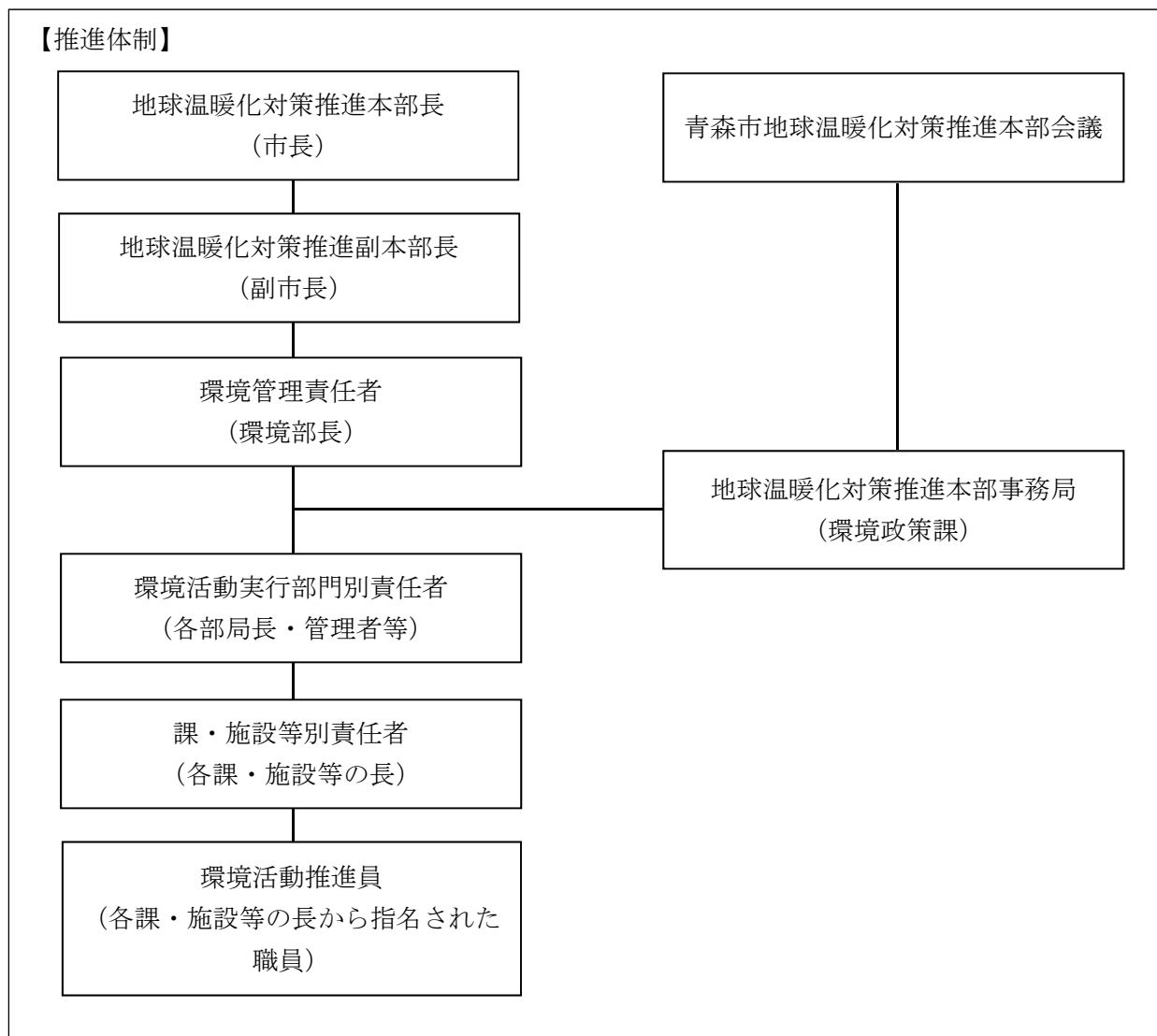
各部局等内における環境活動の管理、監督を行うとともに、各課等の点検・評価結果を取りまとめ、環境管理責任者（環境部長）に報告します。

#### (5) 課・施設等別責任者（各課、施設等の長）

各課等における点検・評価結果の取りまとめを行います。その結果を踏まえ、必要に応じて職員に対して改善を指示します。また、各課等の点検・評価結果を各実行部門別責任者（各部局長・管理者等）に報告します。

#### (6) 環境活動推進員（各課・施設の長から指名された職員）

課・施設等別責任者の業務を補助します。



## 2 計画の進行管理

本計画の進行管理は、環境マネジメントシステムを活用し「青森市環境管理マニュアル」に基づきPDC Aサイクルを実行し、継続的な改善を図ります。

なお、進行管理を実施する対象は下記の2つの目標とします。

- ・全庁目標・・・本計画「第3章 2 温室効果ガス総排出量の削減目標」に掲げる目標
- ・個別目標・・・本計画「第4章 目標達成のための具体的な取組」のうち、各課・施設において重点的に実施する目標

### 【各課・施設等】

- ・全庁目標：3ヶ月ごとに各課・施設等における省エネルギー活動等の実績値の報告及び省エネルギー活動の取り組み状況について、総合的に評価します。
- ・個別目標：各課・施設等において設定した取組を実施し、毎年1回個別目標の達成状況を評価・見直しを実施します。





【実行部門】

- ・全庁目標：3ヶ月ごとの各課・施設等における省エネルギー活動等の実績値を集約し、部門レベルで評価します。
- ・個別目標：各課・施設等が設定した個別目標を集約を行います。また、個別目標の達成状況の評価を集約を行います。



【環境管理責任者】

- ・全庁・個別目標：各実行部門における進捗状況及び目標の達成状況（達成見込み）を集約し、全庁レベルで評価します。評価結果を地球温暖化対策推進本部長に報告し、必要に応じて計画の推進に関する事項等の決定、見直しを行います。

### 3 実施状況の公表

本計画の内容及び進捗状況は、庁内の行政情報ネットワークにおいて職員に情報共有し、より積極的な環境配慮活動へ取り組む意識の向上を図るとともに、市ホームページなどを通じて市民に対して公表します。

【公表する情報】

- ・青森市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の内容
- ・市の地球温暖化対策の取り組み状況
- ・市の事務・事業における活動目標値及び温室効果ガス削減目標値の達成状況
- ・毎年度の市の事務・事業における温室効果ガス総排出量

